

## 道路占用料の額(R5.4～)

占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	第一級地	1,900 円
			第二級地	800 円
			第三級地	570 円
			第四級地	480 円
			第五級地	430 円
	第2種電柱		第一級地	2,900 円
			第二級地	1,200 円
			第三級地	870 円
			第四級地	730 円
			第五級地	670 円
	第3種電柱		第一級地	3,900 円
			第二級地	1,700 円
			第三級地	1,200 円
			第四級地	990 円
			第五級地	900 円
	第1種電話柱		第一級地	1,700 円
			第二級地	710 円
			第三級地	510 円
			第四級地	430 円
			第五級地	390 円
	第2種電話柱		第一級地	2,700 円
第二級地		1,100 円		
第三級地		810 円		
第四級地		680 円		
第五級地		620 円		
第3種電話柱	第一級地	3,700 円		
	第二級地	1,600 円		
	第三級地	1,100 円		
	第四級地	940 円		
	第五級地	850 円		
その他の柱類	第一級地	170 円		
	第二級地	71 円		
	第三級地	51 円		
	第四級地	43 円		
	第五級地	39 円		

占有物件		単位	占有料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	第一級地	17円
			第二級地	7円
			第三級地	5円
			第四級地	4円
			第五級地	4円
	地下に設ける電線その他の線類		第一級地	10円
			第二級地	4円
			第三級地	3円
		第四級地	3円	
		第五級地	2円	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	第一級地	1,600円	
		第二級地	700円	
		第三級地	490円	
		第四級地	420円	
		第五級地	380円	
地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	第一級地	1,000円	
		第二級地	430円	
		第三級地	300円	
		第四級地	260円	
		第五級地	230円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地	3,400円	
		第二級地	1,400円	
		第三級地	1,000円	
		第四級地	850円	
		第五級地	780円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		第一級地	1,400円	
		第二級地	600円	
		第三級地	420円	
		第四級地	360円	
		第五級地	330円	
広告塔	表示面積1㎡につき1年	第一級地	30,000円	
		第二級地	4,800円	
		第三級地	1,800円	
		第四級地	870円	
		第五級地	590円	
その他のもの	占有面積1㎡につき1年	第一級地	3,400円	
		第二級地	1,400円	
		第三級地	1,000円	
		第四級地	850円	
		第五級地	780円	

占有物件		単位	占有料	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地	71 円
			第二級地	30 円
			第三級地	21 円
			第四級地	18 円
			第五級地	16 円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		第一級地	100 円
			第二級地	43 円
			第三級地	30 円
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	第一級地	150 円		
	第二級地	64 円		
	第三級地	45 円		
	第四級地	38 円		
	第五級地	35 円		
外径が0.15m以上0.2m未満のもの	第一級地	200 円		
	第二級地	86 円		
	第三級地	61 円		
	第四級地	51 円		
	第五級地	47 円		
外径が0.2m以上0.3m未満のもの	第一級地	300 円		
	第二級地	130 円		
	第三級地	91 円		
	第四級地	77 円		
	第五級地	70 円		
外径が0.3m以上0.4m未満のもの	第一級地	400 円		
	第二級地	170 円		
	第三級地	120 円		
	第四級地	100 円		
	第五級地	93 円		
外径が0.4m以上0.7m未満のもの	第一級地	710 円		
	第二級地	300 円		
	第三級地	210 円		
	第四級地	180 円		
	第五級地	160 円		
外径が0.7m以上1m未満のもの	第一級地	1,000 円		
	第二級地	430 円		
	第三級地	300 円		
	第四級地	260 円		
	第五級地	230 円		
外径が1m以上のもの	第一級地	2,000 円		
	第二級地	860 円		
	第三級地	610 円		
	第四級地	510 円		
	第五級地	470 円		

占有物件			単位	占有料	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	第一級地 10円
			地下に設けるもの		第二級地 4円
		その他のもの	第三級地 3円		
		その他のもの	第四級地 3円		
		その他のもの	第五級地 2円		
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	第一級地 34円	
				第二級地 14円	
				第三級地 10円	
				第四級地 9円	
				第五級地 8円	
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	第一級地 2,700円	
		上空に設けるもの		第二級地 1,100円	
	地下に設けるもの	第三級地 810円			
	地下に設けるもの	第四級地 680円			
	地下に設けるもの	第五級地 620円			
	その他のもの	第一級地 1,700円			
	その他のもの	第二級地 710円			
	その他のもの	第三級地 510円			
	その他のもの	第四級地 430円			
	その他のもの	第五級地 390円			
	法第32条第1項第4号に掲げる施設			第一級地 1,000円	
				第二級地 430円	
				第三級地 300円	
				第四級地 260円	
				第五級地 230円	
	その他のもの			第一級地 3,400円	
				第二級地 1,400円	
				第三級地 1,000円	
				第四級地 850円	
				第五級地 780円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	第一級地 3,400円	
		階数が2のもの		第二級地 1,400円	
		階数が3以上のもの		第三級地 1,000円	
	上空に設ける通路				第四級地 850円
					第五級地 780円
					第一級地 15,000円
					第二級地 2,400円
					第三級地 900円
	地下に設ける通路				第四級地 430円
					第五級地 290円
第一級地 9,000円					
第二級地 1,500円					
第三級地 540円					
その他のもの			第四級地 260円		
			第五級地 180円		
			第一級地 3,400円		
			第二級地 1,400円		
			第三級地 1,000円		
				第四級地 850円	
				第五級地 780円	

占有物件		単位	占有料	
げ法 る第 施3 設2 条第 1項 第6 号に 掲	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積 1㎡につ き1日	第一級地 300 円 第二級地 48 円 第三級地 18 円 第四級地 9 円 第五級地 6 円	
	その他のもの	占有面積 1㎡につ き1月	第一級地 3,000 円 第二級地 480 円 第三級地 180 円 第四級地 87 円 第五級地 59 円	
第7 条第 1号 に掲 げる 物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1㎡につ き1月	第一級地 3,000 円 第二級地 480 円 第三級地 180 円 第四級地 87 円 第五級地 59 円
		その他のもの	表示面積 1㎡につ き1年	第一級地 30,000 円 第二級地 4,800 円 第三級地 1,800 円 第四級地 870 円 第五級地 590 円
	標識		1本につ き1年	第一級地 2,700 円 第二級地 1,100 円 第三級地 810 円 第四級地 680 円 第五級地 620 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につ き1日	第一級地 300 円 第二級地 48 円 第三級地 18 円 第四級地 9 円 第五級地 6 円
		その他のもの	1本につ き1月	第一級地 3,000 円 第二級地 480 円 第三級地 180 円 第四級地 87 円 第五級地 59 円
	幕(第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1㎡につ き1日	第一級地 300 円 第二級地 48 円 第三級地 18 円 第四級地 9 円 第五級地 6 円
		その他のもの	その面積 1㎡につ き1月	第一級地 3,000 円 第二級地 480 円 第三級地 180 円 第四級地 87 円 第五級地 59 円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につ き1月	第一級地 30,000 円 第二級地 4,800 円 第三級地 1,800 円 第四級地 870 円 第五級地 590 円
		その他のもの		第一級地 15,000 円 第二級地 2,400 円 第三級地 900 円 第四級地 430 円 第五級地 290 円

占有物件		単位	占有料	
第7条第2号に掲げる工作物		占有面積 1㎡につ き1年	第一級地	3,400 円
第7条第3号に掲げる施設			第二級地	1,400 円
			第三級地	1,000 円
			第四級地	850 円
			第五級地	780 円
			AIに0.031を乗じて得た額	
第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積 1㎡につ き1月	第一級地	3,000 円
第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			第二級地	480 円
			第三級地	180 円
			第四級地	87 円
			第五級地	59 円
			第一級地	340 円
			第二級地	140 円
			第三級地	100 円
			第四級地	85 円
			第五級地	78 円
第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		第一級地	AIに0.008を乗じて得た額
	上空に設けるもの		第二級地	AIに0.009を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	第三級地	AIに0.012を乗じて得た額
		階数が2のもの	第四級地	AIに0.014を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	第五級地	AIに0.017を乗じて得た額
その他のもの			AIに0.017を乗じて得た額	
第7条第9号に掲げる施設	建築物		第一級地	AIに0.010を乗じて得た額
	その他のもの		第二級地	AIに0.012を乗じて得た額
びに第7条第7号に掲げる施設	建築物		第三級地	AIに0.015を乗じて得た額
	その他のもの		第四級地	AIに0.019を乗じて得た額
げ第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		第五級地	AIに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの		第一級地	AIに0.007を乗じて得た額
第7条第12号に掲げる器具	その他のもの		第二級地	AIに0.009を乗じて得た額
			第三級地	AIに0.011を乗じて得た額
げ第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		第四級地	AIに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		第五級地	AIに0.015を乗じて得た額
第7条第14号に掲げる施設	その他のもの		第一級地	AIに0.007を乗じて得た額
			第二級地	AIに0.009を乗じて得た額
			第三級地	AIに0.011を乗じて得た額
			第四級地	AIに0.014を乗じて得た額
			第五級地	AIに0.015を乗じて得た額
			第一級地	AIに0.010を乗じて得た額
			第二級地	AIに0.012を乗じて得た額
			第三級地	AIに0.015を乗じて得た額
			第四級地	AIに0.019を乗じて得た額
			第五級地	AIに0.022を乗じて得た額
			AIに0.022を乗じて得た額	
			AIに0.031を乗じて得た額	
			AIに0.025を乗じて得た額	
			第一級地	AIに0.010を乗じて得た額
			第二級地	AIに0.012を乗じて得た額
			第三級地	AIに0.015を乗じて得た額
			第四級地	AIに0.019を乗じて得た額
			第五級地	AIに0.022を乗じて得た額
			AIに0.022を乗じて得た額	
			AIに0.031を乗じて得た額	
			AIに0.031を乗じて得た額	

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。
  - イ 第一級地 その区域内の土地の平均価格(当該区域内の土地の価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第381条第1項又は第2項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。))の合計を当該区域内の土地の地積(これらの規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている地積をいう。))の合計で除したものをいう。以下同じ。)が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村(都の特別区を含む。以下同じ。)の区域をいう。
  - ロ 第二級地 その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。
  - ハ 第三級地 その区域内の土地の平均価格が人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口20万人未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。
  - ニ 第四級地 その区域内の土地の平均価格が人口20万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、町及び村の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。
  - ホ 第五級地 その区域内の土地の平均価格が町及び村の区域内の土地の平均価格未満であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。
- 3 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 7 Aは、近傍類似の土地(第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 9 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。